

平成28年第5回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年11月25日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 同意第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 報告第17号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 5 報告第18号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 6 議案第91号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第71号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 議案第73号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 議案第75号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第10 議案第77号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第11 議案第79号 平成28年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第12 議案第81号 平成28年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第13 議案第82号 平成28年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第14 議案第83号 平成28年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第15 議案第84号 那須塩原市教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について
(提案説明)

- 日程第 1 6 議案第 8 5 号 那須塩原市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 1 7 議案第 8 6 号 那須塩原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 1 8 議案第 8 7 号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 9 議案第 8 8 号 那須塩原市監査委員に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 0 議案第 8 9 号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 1 議案第 9 0 号 那須塩原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 2 議案第 9 2 号 那須塩原市税条例等の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 3 議案第 9 3 号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 4 議案第 9 4 号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 5 議案第 9 5 号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 6 議案第 9 6 号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 7 議案第 7 2 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 6 号)
(提案説明)
- 日程第 2 8 議案第 7 4 号 平成 2 8 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
(提案説明)
- 日程第 2 9 議案第 7 6 号 平成 2 8 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案説明)
- 日程第 3 0 議案第 7 8 号 平成 2 8 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案説明)
- 日程第 3 1 議案第 8 0 号 平成 2 8 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案説明)
- 日程第 3 2 議案第 9 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

(提案説明)

日程第 3 3 議案第 9 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

(提案説明)

日程第 3 4 議案第 9 9 号 公の施設の指定管理者の指定について

(提案説明)

日程第 3 5 議案第 1 0 0 号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について

(提案説明)

出席議員（24名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
22番	玉野宏	議員	23番	平山啓子	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（2名）

21番	相馬義一	議員	24番	植木弘行	議員
-----	------	----	-----	------	----

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田輝夫
企画政策課長	小泉聖一	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	山田隆	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	菊地富士夫	社会福祉課長	田代正行
子ども未来部	藤田恵子	子育て支援課	石塚昌章
産業観光部長	藤田一彦	農務畜産課長	久利生元
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	邊見修	水道課長	釣巻正己
教育部長	伴内照和	教育総務課長	富山芳男
会計管理者	松江孝一郎	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局	稲見一志
農業委員会事務局	佐藤章	西那須野支所	関谷正徳

塩原支所長 印 南 良 夫

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 邊 秀 樹

課長補佐兼
議事調査係長 福 田 博 昭

議事調査係 室 井 良 文

議事課長 増 田 健 造

議事調査係 長 岡 栄 治

議事調査係 磯 昭 弘

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（中村芳隆議員） おはようございます。

本日招集になりました平成28年第5回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として33件の案件が提出されることになっております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また、議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから、平成28年第5回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。

21番、相馬義一議員、24番、植木弘行議員より欠席する旨の届け出があります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村芳隆議員） まず初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に

10番 松田寛人 議員

11番 高久好一 議員

を指名いたします。

—————◇—————

◎市長挨拶

○議長（中村芳隆議員） 市長から挨拶があります。
市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） おはようございます。

今日は、平成28年第5回那須塩原市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、紅葉の色鮮やかな季節から一転をいたしまして、昨日は雪ということになりました。早いもので、ことしも残すところ一月ほどとなってまいりましたが、今週の火曜日には、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の大きな地震が発生をいたしました。本市でも震度4を観測をいたしました。幸い、本市においては被害がございましたが、ことしも4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震と大きな地震が発生し、また、8月中旬から下旬にかけては台風が相次いで上陸するなど、自然災害の恐ろしさを繰り返し実感させられた1年でありました。

自然災害の発生自体を未然に防ぐことはできませんが、災害の発生に備えた備蓄品の準備や防災訓練などを行うことで、被害を最小限に食い止めることが重要であると考えております。市といたしましても、引き続き防災・減災対策を講じるとともに、安心、そして安全なまちづくりを推進してまいり所存でございます。

一方、国の動きに目を向けますと、政府与党における来年度税制調査会での議論の中で、所得税における配偶者控除の上限額の見直しが焦点となっていることが報じられております。配偶者控除は、パートなどで働く妻がいる夫の税負担の軽減を図る制度でございますが、この制度の適用を受

けるため、年収を上限額の103万円以下に抑える方が多く、女性の就労の拡大を阻んでいると、配偶者の年収の上限を引き上げることにより、女性の就労拡大を後押しすることを目指すとのことでございます。

2017年税制改正の内容につきましては、引き続き注視してまいりたいと考えておりますが、さまざまな取り組みをきっかけとして女性の就労の拡大や社会進出の促進が図られることは、社会全体にとって大変価値のあることだと考えております。

このような中、本日開会となります12月の市議会定例会にご提案を申し上げますのは、人権擁護委員の推薦に関する案件が1件、平成28年度の補正予算案件が13件、条例の制定、一部改正案件が13件、指定管理者の指定に関する案件が3件、大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入に関する案件が1件、専決処分の報告案件が2件の合わせて33件でございます。

内容につきましては、この後、提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上いずれも重要な案件でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、開会に当たりますの挨拶とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 市長の挨拶が終わりました。

◇

◎会期の決定

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、20番、山本はるひ議員。

〔議会運営委員長 山本はるひ議員登壇〕

○議会運営委員長（山本はるひ議員） 皆様、おはようございます。

これより議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る11月18日午前10時より第4委員会室において、委員7名、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期は、本日11月25日より12月16日までの22日間といたします。会期内の日程の詳細につきましては、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出案件として、人事案件1件、補正予算案件13件、条例案件13件、その他の案件4件、報告案件2件の計33件であります。

これらの議案の取り扱いについてであります、同意第5号、議案第71号、第73号、第75号、第77号、第79号、第81号から第83号まで及び議案第91号の計10件につきましては、即決扱いといたします。

即決案件10件と報告案件2件を除く21件につきましては、関係常任委員会へ付託をし、審査を行うことといたします。

次に、追加案件について申し上げます。

市長提出による追加案件が1件予定されております。学校給食費滞納に関し、支払い督促の申し立てを大田原簡易裁判所に11月末に行う予定であり、相手方から異議申し立てが出された場合、訴えの提起が追加案件として提出されます。

なお、この議案が提出された場合の取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、議案に対する質疑と討論について申し上げ

げます。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、回数制限はなく、同一議題につき時間は1人15分以内で行うことといたします。

討論は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

なお、討論通告書の提出期限は、12月12日月曜日の午後5時といたします。

会派代表質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式で行うことといたします。質問時間は1会派50分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告会派は1会派であり、日程上、11月29日に行うことといたします。

市政一般質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式で行うことといたします。質問時間は1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告者は12名であり、日程上、11月30日、12月2日及び12月5日にそれぞれ4名ずつ行うことといたします。

次に、請願・陳情等について申し上げます。

新たに受理した請願が1件、陳情が1件ございます。これらは配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係委員会へ付託し審査を行うことといたします。

なお、請願・陳情の審査結果によりましては、意見書等の提出が予定されますが、その取り扱いについては即決扱いといたします。

以上が議会運営委員会における審査の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げて、報告といたします。

○議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から12月16日までの22日間とし、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの22日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

会議規則第36条の規定により、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。



◎同意第5号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第3、同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料は1ページとなります。

本案につきましては、国民に保障されている基

本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、委員13名のうち1名の委員が平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き君島モトエ氏を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

君島モトエ氏は、平成26年4月1日に人権擁護委員として委嘱され、現在ご活躍をいただいております。地域での人望も厚く、知識、経験とも豊富で、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、候補者として推薦するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎報告第17号及び報告第18号

の上程、説明

○議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第4、報告第17号 専決処分の報告について及び日程第5、報告第18号 専決処分の報告についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第17号及び報告第18号の2件を一括議題といたします。

本案について、報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（人見寛敏） 報告第17号及び報告第18号についてご説明申し上げます。

報告第17号及び報告第18号の2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げるものであります。

初めに、報告第17号について申し上げます。

議案書は56ページから57ページ、議案資料はございません。

本件は、平成28年9月26日、那須塩原市高林地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道洞島萩平線を東から西へ走行していたところ、道路上の穴に左前輪を落とし、左前輪のタイヤを破損したものであります。

両者協議の結果、市側60%、相手側40%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金

8,424円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第18号について申し上げます。

議案書は58ページから59ページ、議案資料はございません。

本件は、平成28年10月11日、発生を知り得た有料道路料金障害者割引事務手続における過失による相手側の損害に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

状況につきましては、相手方が市に有料道路料金の障害者割引申請書を提出する際、職員が関係書類の確認を怠り、身体障害者手帳に誤った車両番号を記載したことにより、相手方が有料道路を使用した際に通行料の割引が受けられず、損害を与えたものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金7,340円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

◇

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第6、議案第91号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（人見寛敏） 議案第91号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は25ページから30ページ、議案資料は42ページから55ページでございます。

本案につきましては、平成28年の人事院勧告に基づき、本市においても給与改定を実施するため、那須塩原市職員の給与に関する条例、那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例、那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の4本の条例の一部を改正することについて、一括して1本の改正条例として提案するものであります。

なお、那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例については、議会の要請を受け、市長等の給与及び旅費に関する条例と同様に改正するものであります。

改正点は2点であります。

1点目は、人事院勧告に基づき、給料表を改正し、給料表水準を平均0.2%引き上げるものであります。

2点目は、期末手当・勤勉手当の支給月数を改正し、一般職の職員については、勤勉手当の支給月数を0.1月、市長、副市長及び議員については、期末手当の支給月数を0.1月引き上げるものであります。

給料表の改正は、平成28年4月1日にさかのぼって、期末手当・勤勉手当の支給月数の改正は、条例の公布の日から施行するもので、平成28年12月に支給する期末手当・勤勉手当から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

[発言する人なし]

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

○11番（高久好一議員） 皆さん、おはようございます。

11番、日本共産党の高久好一です。

議案第91号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対する討論を行います。

今回の条例等の一部改正は、国の一般国家公務員の給与を平均0.2%引き上げる一般給与法改定案と、特別職の給与を引き上げる特別職給与法改定案が、11月15日に参院で賛成多数で可決されたのを受け、人事院勧告に基づいて行うものです。

那須塩原市の職員の給与表を改正し、職員、再任用職員、任期付職員及び技能労務職員の給料月額についても同様の改正を行うとしています。そのため、市職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、市長等の給与及び旅費に関する条例、市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

反対する理由は、国家公務員の場合でも、一般給与法改定案は、給与増額の財源として配偶者手当を月1万3,000円から6,500円に半減させるため、45%の国家公務員が実質所得は減額となります。市の場合も同様に、若い職員や低い給料の職員の給料を補うものとして配偶者手当があります。本市の影響額総額は8,368万8,000円と示されているものの、配偶者手当を半減させる対応では、若い職員や給料の低い職員は適切な給与引き上げとはなりません。特別職給与改定法案には、公務員の

給与体系は、特別職の市長、副市長及び職員、幹部職には手厚い給与体系がとられており、若い職員や低所得職員の配偶者手当が削減される一方、特別職の市長、副市長及び議員、幹部職は優遇される形になるため、賛成できません。

議案第91号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対する討論を終わります。

○議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第91号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第7、議案第71号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 議案第71号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料は2ページから5ページとなります。

今回の補正予算は、平成28年人事院勧告及び職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整について必要な予算措置を行うものであります。

主な補正の内容は、議員給与費の増額と、職員給与費の増額または減額であります。歳出において、議案資料4ページ、1款議会費で251万2,000円を追加し、同ページ、2款総務費176万8,000円を減額し、同ページ、3款民生費で6,963万7,000円を追加し、同ページ4款衛生費で2,256万円を減額し、同ページ、5款労働費で41万2,000円を追加し、議案資料5ページ、6款農林水産業費で477万5,000円を減額し、同ページ、7款商工費で566万6,000円、同ページ8款土木費で1,682万2,000円、同ページ、10款教育費で725万6,000円をそれぞれ追加する一方、同ページ、14款予備費で7,320万2,000円を減額して調整をするもので、予算総額の変更はございません。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第71号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。異議がある発言ですか。

○11番（高久好一議員） はい。異議あり。

○議長（中村芳隆議員） 異議がありますので、これより採決いたします。

議案第71号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第73号、議案第75号、
議案第77号、議案第79号、
議案第81号及び議案第82号
の上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第8、議案第73号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第75号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第77号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第79号 平成28年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第81号 平成28年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第13、議案第82号 平成28年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2

号)の6件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(中村芳隆議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第73号、議案第75号、議案第77号、議案第79号、議案第81号及び議案第82号の6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長(人見寛敏) 議案第73号、議案第75号、議案第77号、議案第79号、議案第81号及び議案第82号の6件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第73号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

議案書は4ページ、議案資料は14ページから15ページでございます。

今回の補正予算は、平成28年人事院勧告及び職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、9款繰入金で職員給与等繰入金210万5,000円を追加するものであります。

歳出では、1款総務費で職員給与費210万5,000円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ210万5,000円を追加し、平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出予算総額を160億7,814万3,000円とするものであります。

次に、議案第75号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

議案書は6ページ、議案資料は18ページから19ページでございます。

今回の補正予算は、平成28年人事院勧告及び職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、2款繰入金で事務費繰入金1,000円を追加いたします。また、4款諸収入で広域連合事務局勤務職員人件費94万3,000円を減額するものであります。

歳出では、1款総務費で職員給与費94万2,000円を減額するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ94万2,000円を減額し、平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算総額を9億8,613万1,000円とするものであります。

次に、議案第77号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

議案書は8ページ、議案資料は21ページから22ページでございます。

今回の補正予算は、平成28年人事院勧告及び職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、6款繰入金で職員給与等繰入金11万4,000円を追加するものであります。

歳出では、1款総務費で職員給与費11万4,000円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ11万4,000円を追加し、平成28年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出予算総額を82億2,277万6,000円とするものであります。

次に、議案第79号 平成28年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

議案書は10ページ、議案資料は25ページでございます。

今回の補正予算は、平成28年人事院勧告及び職員
の人事異動に伴う人件費の過不足調整について
必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、4款繰入金で一般会
計繰入金348万9,000円を減額するものであります。

歳出では、1款下水道管理費で職員給与費348
万9,000円を減額するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ348万9,000円
を減額し、平成28年度那須塩原市下水道事業特別
会計歳入歳出予算総額を30億7,837万4,000円とす
るものであります。

次に、議案第81号 平成28年度那須塩原市農業
集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につい
て申し上げます。

議案書は12ページ、議案資料は28ページでござ
います。

今回の補正予算は、平成28年人事院勧告及び職員
の人事異動に伴う人件費の過不足調整について
必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、3款繰入金で一般会
計繰入金432万4,000円を減額するものであります。

歳出では、1款管理費で職員給与費432万4,000
円を減額するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ432万4,000円
を減額し、平成28年度那須塩原市農業集落排水事
業特別会計歳入歳出予算総額を1億1,474万円と
するものであります。

次に、議案第82号 平成28年度那須塩原市温泉
事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げ
ます。

議案書は13ページ、議案資料は29ページでござ
います。

今回の補正予算は、平成28年人事院勧告及び職員
の人事異動に伴う人件費の過不足調整について
必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳出において、1款温泉事業管
理費で職員給与費22万7,000円を追加する一方、
3款予備費で同額の22万7,000円を減額して調整
するもので、予算総額の変更はございません。

以上、6件につきまして、よろしくご審議の上、
ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

議案第73号、議案第75号、議案第77号、議案第
79号、議案第81号及び議案第82号の6件につい
ては、原案のとおり決することで異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号、議案第75号、議案第77号、
議案第79号、議案第81号及び議案第82号の6件に
ついては、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第83号の上程、説明、質
疑、討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第14、議案第83号 平成28年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 議案第83号 平成28年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書14ページ、議案資料は30ページとなります。

今回の補正予算は、平成28年人事院勧告及び職員の仕事異動に伴う人件費の過不足調整について必要な予算措置を行うものであります。

収益的支出において、第1項営業費用で536万円を追加し、補正後の予定額を26億1,280万円とするものであります。

資本的支出において、第1項建設改良費で310万6,000円を減額し、補正後の予定額を17億5,344万1,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を

終結いたします。

これより採決いたします。

議案第83号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第84号～議案第86号の

上程、説明

○議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第15、議案第84号 那須塩原市教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定についてから日程第17、議案第86号 那須塩原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてまでの条例制定に係る案件3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第86号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 議案第84号から議案第86号までの3件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第84号 那須塩原市教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について申し上げます。

議案書15ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長の位置づけについて、これまでの常勤の一般職から常勤の特別職に改められたことに伴い、教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第85号 那須塩原市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について申し上げます。

議案書16ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされ、教育長の位置づけについて、これまでの常勤の一般職から常勤の特別職に改めるとともに、職務専念義務が規定されたことに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第86号 那須塩原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について申し上げます。

議案書17ページから18ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び新たに配置される農地利用最適化推進委員の定数を定めることについて、条例を制定するものであります。また、本条例の制定に伴い不要となる農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区に関する条例について、あわせて廃止するものであります。

以上、3件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

◎議案第87号～議案第90号及び
議案第92号～議案第95号
の上程、説明

○議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第18、議案第87号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第21、議案第90号 那須塩原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてまでの4件及び日程第22、議案第92号 那須塩原市税条例等の一部改正についてから日程第26、議案第95号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてまでの4件の計8件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第90号までの4件及び議案第92号から議案第95号までの4件の計8件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（人見寛敏） 議案第87号から議案第90号まで及び議案第92号から議案第95号までの8件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第87号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書は19ページ、議案資料は31ページから33ページでございます。

本案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費の限度額単価が引き上げられたことに伴い、本市が執行する選挙

においても同令に準じて限度額を引き上げるとともに、その他所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第88号 那須塩原市監査委員に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書は20ページから21ページ、議案資料は34ページから36ページでございます。

本案につきましては、地方自治法その他の法令に基づき実施している本市の各種監査等の実施手続において、財政援助団体等監査や行政監査など、現状実施をしている監査等の一部について、その手続に関する規定が現行条例に定められていないことから、現状の監査計画に位置づけられた全ての監査等の手続を明記し、監査計画との整合を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第89号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について申し上げます。

議案書は22ページから23ページ、議案資料は37ページから40ページでございます。

本案につきましては、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が本年4月1日に施行されたことに伴う固定資産の評価に対する不服の審査に関する手続について必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正点といたしましては、審査申出書の記載事項、法人や代理人等から審査申し出がなされた場合の手続、審査決定書の記載事項などにつきまして、行政不服審査法等の規定に合わせて新たに条例に規定するものであります。

また、委員会書記の定数につきましては、本条例で2人と定めておりますが、その定数につきましては那須塩原市職員定数条例に規定されていることから、委員会条例における定数の規定を削るものであります。

次に、議案第90号 那須塩原市証人等の実費弁

償に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書は24ページ、議案資料は41ページでございます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本条例に引用している条項にずれが生じたことから、別表の整理とあわせ、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第92号 那須塩原市税条例等の一部改正について申し上げます。

議案書は31ページから39ページ、議案資料は56ページから72ページでございます。

本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、那須塩原市税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げます。

まず、納期限後に税金を納付する場合の延滞金に関する条項について、地方税法の規定に合わせて整理をいたします。

次に、市民税の関係では、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じた個人及び法人住民税における延滞金の計算期間の見直しや、特定の利子または配当等に係る所得については分離課税とするものであります。

また、固定資産税の関係では、地方税法で一律に定めていた課税標準の特例割合について、各自治体の自主的判断に基づき条例で定める必要が生じたことから、課税標準の特例措置として追加するものであります。

次に、議案第93号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について申し上げます。

議案書は40ページから41ページ、議案資料は73ページから75ページでございます。

本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、那須塩原市都市計画税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、地方税法の改正に伴い、固定資産税の場合と同様に、地方税法で一律に定めていた課税標準の特例割合について条例で定める必要が生じたことから、課税標準の特例措置として追加するものであります。

次に、議案第94号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

議案書は42ページから43ページ、議案資料は76ページから77ページでございます。

本案につきましては、所得税法等の一部改正に伴い、那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得について、特定の利子または配当の額を総所得金額に含めるための規定を整備するものであります。

次に、議案第95号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について申し上げます。

議案書は44ページから46ページ、議案資料は78ページから86ページでございます。

本案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正点といたしましては、まず、平成28年4月1日に施行された介護保険法の改正により、同法において地域密着型通所介護の規定が新たに追加されたことを受け、本市条例におきましても同様に、地域密着型通所介護に係る必要な規定を追加いたします。

次に、平成29年度に策定を予定しております第7期那須塩原市高齢者福祉計画に関し、那須塩原市介護保険運営協議会における審議により幅広い意見を反映させるため、組織の構成を見直し、委員の要件に保健、医療関係者を追加するとともに、同じく平成29年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業に関する規定を追加するものであ

ります。

あわせて、条の繰り下げなど、本条例の整理に必要な改正を行うものであります。

以上、8件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第96号の上程、説明

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第26、議案第96号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 議案第96号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書47ページ、議案資料は87ページとなります。

本案につきましては、新たに策定をいたしました那須塩原市水道事業基本計画を平成29年度から実施するに当たり、本条例第2条に規定する経営の基本について変更が必要であることから、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第72号の上程、説明

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第27、議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算

(第6号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 君島 寛登壇]

○市長(君島 寛) 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)について、提案のご説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案資料は6ページから13ページとなります。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算に伴う事業及び年度内に不足する経費の追加等、喫緊の政策課題に対応するために必要な経費について予算措置を行うものであります。

主な補正の内容は、歳入では、議案資料8ページ、国の第2次補正予算に伴う事業の財源として、14款国庫支出金で、臨時福祉給付金給付事業補助金、地域再生基盤強化交付金、学校施設環境改善交付金などの増により7億4,142万7,000円を追加し、同ページ、15款県支出金で、畜産競争力強化対策緊急整備事業費補助金、地籍調査事業費補助金などの増により3億4,223万7,000円を追加するものであります。議案資料9ページ、17款寄附金では、ふるさと寄附の増により1億円を追加し、同ページ、21款市債では、国の第2次補正予算に伴う事業等の財源として5億1,590万円を追加するものであります。

歳出では、議案資料10ページ、2款総務費で、ふるさと寄附の増による、ふるさと基金積立金1億円の増などにより、1億5,247万6,000円を追加し、同ページ、3款民生費では、国の第2次補正予算に伴う臨時福祉給付金給付事業及び民間保育園の整備補助金を計上するほか、民間保育施設運営費の増などによりまして、合わせて7億3,114万4,000円を追加するものであります。

さらに、国の第2次補正予算に伴う事業として、

議案資料11ページ、6款農林水産業費では、畜産クラスター協議会に施設整備補助を行う畜産競争力強化対策緊急整備事業や地籍調査事業の増などによりまして、合わせて2億4,846万4,000円を追加し、同ページ、8款土木費では、地域再生基盤強化交付金事業の増などにより9,637万9,000円を追加し、議案資料12ページ、10款教育費では、小学校8校のエアコン設置工事、小学校2校と中学校1校のトイレ洋式化改修、狩野公民館の多目的ホールの改築工事の計上などにより、合わせて5億3,318万9,000円を追加するものであります。

なお、歳入と歳出を比較し、6,504万1,000円の差額が生じますため、これを14款予備費で減額して調整するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ17億2,141万1,000円を追加し、平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を501億623万9,000円とするものであります。

また、これら歳入歳出予算補正のほか、指定管理者制度などに係る18件の債務負担行為補正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(中村芳隆議員) 説明が終わりました。

◇

◎議案第74号、議案第76号、
議案第78号及び議案第80号
の上程、説明

○議長(中村芳隆議員) 次に、お諮りいたします。

日程第28、議案第74号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、日程第29、議案第76号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、日程第30、

議案第78号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第31、議案第80号 平成28年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号、議案第76号、議案第78号及び議案第80号の4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（人見寛敏） 議案第74号、議案第76号、議案第78号及び議案第80号の4件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第74号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

議案書は5ページ、議案資料は16ページから17ページでございます。

今回の補正予算は、一般被保険者保険税還付金及び一般被保険者還付加算金について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳出において、12款諸支出金で一般被保険者保険税還付金220万円、一般被保険者還付加算金8万8,000円を追加する一方、13款予備費で228万8,000円を減額して調整するもので、予算総額の変更はございません。

次に、議案第76号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書は7ページ、議案資料は20ページでございます。

今回の補正予算は、保険料還付金について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、4款諸収入で保険料

還付金補てん金150万円を追加するものであります。

歳出では、3款諸支出金で保険料還付金150万円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算総額を9億8,763万1,000円とするものであります。

次に、議案第78号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書は9ページ、議案資料は23ページから24ページでございます。

今回の補正予算は、第1号被保険者保険料還付金について必要な予算措置として、歳出の組換えを行うものであります。

補正の内容は、歳出において、5款基金積立金で介護保険財政調整基金積立金120万円を減額する一方、7款諸支出金で第1号被保険者保険料還付金120万円を増額して調整するもので、予算総額の変更はございません。

次に、議案第80号 平成28年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書は11ページ、議案資料は26ページから27ページでございます。

今回の補正予算は、総務管理費における消費税納付額の増額及び施設管理費における工事請負費の増額について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、4款繰入金で一般会計繰入金501万2,000円、7款市債で公共下水道事業債440万円をそれぞれ追加するものであります。

歳出では、1款下水道管理費で下水道総務事務費881万2,000円を追加するとともに、水処理セン

ター施設整備費2,600万円を減額し、下水道管渠管理事業2,660万円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ941万2,000円を追加し、平成28年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を30億8,778万6,000円とするものであります。

また、これら歳入歳出予算補正のほか、塩原水処理センター設備等更新工事に係る1件の継続費補正を行うものであります。

以上、4件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。



◎議案第97号～議案第100号

の上程、説明

○議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第32、議案第97号 公の施設の指定管理者の指定についてから日程第35、議案第100号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入についてまでの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号から議案第100号までの4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（人見寛敏） 議案第97号から議案第100号までの4件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

議案書は48ページから50ページ、議案資料は88

ページから93ページでございます。

本案につきましては、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

公の施設、黒磯公園ほか37施設につきましては、公益社団法人那須塩原市シルバー人材センターを、鳥野目河川公園につきましては、特定非営利活動法人キャリアコーチを、稲村団地ほか18団地につきましては、那須塩原市営住宅管理業務共同事業体をそれぞれ指定管理者として指定するものであり、指定の期間につきましては、公益社団法人那須塩原市シルバー人材センター及び那須塩原市営住宅管理業務共同事業体は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、特定非営利活動法人キャリアコーチは、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となります。

次に、議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

議案書は51ページから52ページ、議案資料は94ページから101ページでございます。

本案につきましても、議案第97号と同様に、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

公の施設、那須塩原市もみじ谷大吊橋につきましては、たかはら森林組合を、那須塩原市塩原温泉家族旅行村につきましては、那須塩原市塩原温泉家族旅行村指定管理共同事業体を、那須塩原市塩原温泉華の湯及び塩原温泉湯っ歩の里につきましては、北関東総合警備保障株式会社をそれぞれ指定管理者として指定するものであり、指定の期間につきましては、いずれも平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となります。

次に、議案第99号 公の施設の指定管理者の指

定について申し上げます。

議案書は53ページから54ページ、議案資料は102ページから105ページでございます。

本案につきましても、議案第97号及び議案第98号と同様に、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

公の施設、那須塩原市西那須野図書館ほか16施設につきましては、大高商事・図書館流通センター・藤井産業共同事業体を、にしなすの運動公園ほか1施設につきましては、那須ヘルスセンター株式会社をそれぞれ指定管理者として指定するものであり、指定の期間につきましては、大高商事・図書館流通センター・藤井産業共同事業体は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間、那須ヘルスセンター株式会社は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となります。

次に、議案第100号 大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について申し上げます。

議案書は55ページ、議案資料は106ページでございます。

本案につきましては、大田原市の住民から、那須塩原市と大田原市との行政界にある市道大山通り線内に整備されている北那須流域関連那須塩原市公共下水道を利用したい旨の要望があったため、地方自治法第244条の3第2項の規定により、大田原市との協議が必要であることから、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、4件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

◇

◎散会の宣告

○議長（中村芳隆議員） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時17分